

会議録

会議の名称	平成27年度第5回行財政改革推進委員会
開催日時	平成27年10月26日（月曜日） 午前9時から10時20分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長 伊藤俊介委員 鈴木文彦委員 中村良二委員 田中巖委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員 事務局：小関企画部参与兼企画政策課長 南企画部主幹 直井企画政策課主査 近藤企画政策課主査 神保企画政策課主査 坂庭企画政策課主任
欠席者	原田久副委員長
議題	議題1 公共施設等総合管理計画について 議題2 その他
会議資料の名称	資料1 （仮称）西東京市公共施設等総合管理計画 公共施設等マネジメント基本方針（案） 資料2 （仮称）西東京市公共施設等総合管理計画 公共施設等マネジメント基本方針（案） 概要版 資料3 （仮称）西東京市指定管理者制度導入等に関する基本指針（案） 資料4 （仮称）西東京市指定管理者制度導入等に関する基本指針（案）について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>（開会）</p> <p>○横道委員長： 定刻となりましたので、平成27年度第5回行財政改革推進委員会を開催いたします。本日の議題は2点、「公共施設等総合管理計画について」と「その他」となっています。</p> <p>議題1 公共施設等総合管理計画について</p> <p>○横道委員長： それでは議題1「公共施設等総合管理計画について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○事務局： （資料1、資料2に沿って説明）</p> <p>○横道委員長： 総合管理計画について、前回の委員会で大枠は認めていただいたうえで、修正すべき点等いくつかご指摘がありました。 本日の資料は、前回の指摘事項を踏まえた修正とデータの更新等を行ったものです。今回の資料について、ご意見があればお願いします。</p> <p>○鈴木委員： 内容に関しては、これまでの議論も反映されており、これで良いと思います。文章表</p>	

現等、見直す機会があれば、全体を通読すると長い段落や文章がありますので、1文章を2、3行に収めるよう工夫すると、読みやすくなると思います。

○事務局：

了解しました。ありがとうございます。

○田中委員：

5点意見を述べます。

1点目は、年号表記についてです。前回会議で指摘した細かな点についても検討し、修正を加えられたことが感じ取れました。今回、本文中の年号表記を多くの方が慣れている元号はそのまま残し、西暦を併記するという形に修正していただきましたが、表紙の策定年月の部分についても西暦を併記していただければと思います。

2点目は、計画期間についてです。総合管理計画を現在の市政運営の最上位計画である「第2次総合計画」の実行計画として位置付けるのであれば、それに内包される形で総合管理計画があって然るべきだと考えます。それに加えて、総合管理計画の第5章の推進体制の項目では、総合管理計画は全庁的な体制で取組を推進すべきとしています。そうであれば、より一層「第2次総合計画」の中にきちんと位置付け、整合性を持たせるとともに実行計画としての具体性を持った内容にすべきだと思います。このことから、総合管理計画の計画期間を2016年から2033年の18年間としている点については、検討の余地があるのではないかと考えています。起債の申請等、財源確保の点から見て、形式的に18年間という長期の計画とせざるを得ないのであれば、一案として、2023年までは総合管理計画の実行計画とし、「第2次総合計画」との整合性を持たせ、2024年から2033年については、展望計画という形で、財源面等で十分なチェックがしきれない見通し、展望とする、と言うように、計画期間の扱いを分けるなどの工夫ができないだろうかと考えています。

3点目は、財政状況の近況と将来見通しについてです。前回の会議でも指摘しましたが、財政状況の将来見通しについては、具体的な数値が全く示されていません。計画期間における政策的経費や公共施設の更新に充当できる財源がどれだけあるのか、少なくとも2023年までは計画として示すべきではないかと思っています。公共施設の更新費用については具体的な数値が示されていますので、その更新費用に対応できる財源がどの程度確保できるのか、データとして示していただきたいと思っています。なお、計画期間の再検討や財源見通しについて具体的な数値を算出する作業は、かなりの期間を要すると思いますので、今回の総合管理計画はいつまでに策定する予定なのか、併せて確認させていただきたいと思っています。

4点目は、目標値についてです。目標値については人口等を基にして公共施設の保有量を推計し、削減目標を設定していますが、単にニーズの面からの検討だけでなく、ニーズに応えられるだけの財源がどの程度あるかという面からのチェックが必要で、その前提として充当可能な財源の見通しについての具体的な数値が不可欠ですので、それを踏まえ目標値を設定していただきたいと思っています。それに加えて、特定財源の確保について、前回会議で回答はいただいておりますが、東京都においても過去に制度改革への努力ということを計画に組み入れた事例もあり、国や都の現行制度を活用するだけでなく、制度の改善、改革への働きかけも必要だと考えますので、改めて計画に加えるべきではないかと思っています。

5点目は、基本方針（案）の25ページの「目標を達成するための基本的な対策」を見

ますと、全てを網羅しているわけではありませんが、市政全般にわたる基本的な方針を打ち出しています。そういう意味では、事実上、「第2次総合計画」の下に位置付けられるとしながらも、今後の「第3次総合計画」の中核部分の先取計画化しているのではないかと思います。このことから計画期間を18年間とすることについて疑問を感じていることを指摘させていただきます。

○横道委員長：

重要な点がいくつかありましたので、事務局より回答をお願いします。

○事務局：

1点目の修正部分については今後も真摯に対応していきたいと思っています。

2点目の計画期間についてのご指摘ですが、これまでも説明してきたとおり、国から10年以上と示されていることもあり、「第2次総合計画」の残期間の8年と現行の総合計画と同じ期間になると想定される「第3次総合計画」の10年を合わせた18年を考えています。計画期間を18年間とした場合、短期、中期、長期といった視点で何らかの工夫ができないか、という点については、現在の「公共施設の適正配置等に関する基本計画」でも短期、中期、長期といった形で、それぞれ目標を示していますので、どのような期間の区切りとするかは今後の検討となりますが、短期的で具体的な部分、中期的な方向性を示す部分、展望といった長期的な部分を示していきたいと考えています。また5点目の、計画期間を18年間とすることは次期総合計画の先取りではないか、という点ですが、西東京市における最上位計画は総合計画であると認識しておりますので、総合管理計画は総合計画の見直しに合わせて、内容を見直し、整合性を持たせていくことを考えています。

3点目の将来的な財源見通しについては、これまでも具体的な数値の算出は難しいと回答していますが、やはり、様々なケースを想定しながら財源見通しをデータとして示すことは難しく、あくまでも現況を見ながらの将来見込みとして考えています。総合管理計画は平成27年度で公共施設、平成28年度にインフラという形で示そうと考えています。どのような内容、記述が必要なのかは、都と確認しながら進めていく必要がありますが、少なくとも国から示された平成28年度までには策定したいと考えています。

4点目の目標値について、人口数に基づき施設のニーズを捉えるだけでは不十分ではないか、という点ですが、財政面に関しては24ページの目標及び目標値の項目に記載しているとおり、資産老朽化比率や債務償還可能年数といった財政指標を設定し、健全な財政を見ながら、目標値と財政指標の両面で捉え、目標達成に向けた取組を進めたいと考えています。最後に、国や都への制度改善、改革への働きかけについてです。総合管理計画への記述は予定していませんが、これまでも市長会等を通じて要望してきており、国や都の状況を把握しながら、働きかけていく必要はあると考えています。

○伊藤委員：

施設総量の抑制について、資料1の25、26ページに図入りでいくつかの手法が記載されています。これを見ますと、市としては基本的に統廃合をベースに考えていることが分かるのですが、統廃合だけを考えると、ある地域からサービスがなくなるという状況が発生します。学校を例に説明しますが、施設の規模は大きすぎるけれども、その地域にサービスがあったほうが良いという種類の施設があり、その施設の老朽化が進んでいるのであれば、規模を縮小した改築という手法もありますし、実例として減築というケ

ースもあります。図を入れるかは別としても、単純な既存施設の規模縮小や高齢者施設であればローカルな拠点として小規模多機能施設を分散配置するといった様々な手法があるということを記載していただくと良いと思います。

○事務局：

いただいた意見が上手く反映できるよう考えたいと思います。

○伊藤委員：

統廃合は一般的で分かりやすいのですが、統廃合だけに特化すると、市民の思考を縛ることになってしまいますので、様々な手法があるということは踏まえていただきたいと思います。

○事務局：

了解しました。ありがとうございます。

○中村委員：

前は算出の根拠が示されないまま10パーセント削減という目標値が出てきたので唐突感がありましたが、今回の修正で、目標値の考え方が記載され、良かったと思います。

基本的には人口推計により目標値を設定するという考え方で良いと思いますが、一番の基本は市民生活の安全を守ることであり、そのうえで市民サービスの維持・向上を実現していくためには、総量の抑制が必要であるという基本的な方針を記載したほうがよりわかりやすくなると思います。

○事務局：

市としても安全の視点は大切だと考えています。利用者の安全確保について基本方針の中でふれていますが、市民の皆様にとって、安全というものを明確にしたほうが理解しやすいのであれば、検討したいと思います。

○中村委員：

パブリックコメントで具体的な施設のシミュレーションを示さないと10パーセント削減のイメージが持てないというご意見もあったとの説明でしたが、様々なシミュレーションをこの中で盛り込むというのは難しいと思いますので、基本的な方針を繰り返し示すことで納得性を高めていくと良いと思います。

○渡辺委員：

今回、用語解説が加えられ、分かりやすくなったと思います。パブリックコメントに関連して、地域の方との話の中で、施設の場所は窓口サービスがきちんとしていけばこだわらない、という方もいます。10パーセント削減についても、理解いただいていると思いますが、ほとんどの方は普段利用している個別の施設に一番関心があって、今後、基本計画の段階で具体的な施設について方向性が示されると様々な意見が出てくるのではないかと思います。高齢者が増えていく中で、利用していた施設が無くなるというのは残念ですし、不安になると思います。規模は縮小したとしても、別の形で地域の拠点といったものがあれば、安心するのではないかと思います。

○牧野委員：

写真等も追加されて分かりやすく、見やすくなったと思いますが、市民目線でいうと、細部まで読み込んで理解していただけるのかという不安もあります。説明会の開催や情報提供の場を多く設けていただき、周知を図っていく必要があると考えます。

○事務局：

今後、この基本方針（案）とは別に、もう少し分かりやすい資料を作成し、市民まつり等の場で活用したいと考えていますので、アイデアがあればご意見をいただきたいと思ひます。

○鈴木委員：

分かりやすいということであれば、「マンガでわかる公共施設の適正配置」等を作成している自治体もありますので、参考にすると良いと思ひます。

○横道委員長：

様々なご意見ありがとうございました。

今回は、基本方針（案）ということで総合管理計画全体の総論部分となっています。まずは基本方針を固めて、この基本方針に基づき、個別計画の策定に入っていくこととなりますので、今後のスケジュールについて確認します。

○事務局：

インフラ等の個別計画に関しては順次見直すことになると思ひますが、今回お示しした基本方針のほか、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」については、今年度中に改定する予定です。

○横道委員長：

引き続き、委員皆様のご意見をいただくこととなりますので、よろしくお願ひします。基本方針（案）についても、本日の意見を踏まえ、修正をお願ひします。

議題2 その他

○横道委員長：

次に、議題2「その他」ですが、指定管理者制度導入等に関する基本指針について事務局より説明をお願ひします。

○事務局：（資料3、資料4に沿って説明）

○横道委員長：

説明が終わりましたので、ご意見があればお願ひします。

○田中委員：

資料3の1ページに現在の指定管理者導入施設として20施設とありますが、具体的にどういった内容であるのか、受ける側と指定する側でどのような課題があるのか、現行の

総合計画等で今後、指定管理者制度の導入を検討している施設があるのか、また、その理由等について資料で示していただきたいと思います。

また、指定管理者制度に関して他の自治体を見ると社会福祉協議会等が福祉センター等の施設を運営している事例がありますが、財政負担の軽減・削減といった経済的な観点からの導入意向が強く、受ける側からすれば低予算での運営が求められます。その結果、正規職員を減らし臨時職員や嘱託職員等を増やす、サービス残業と呼ばれるような無償での労働が強いられる等、職員の自己犠牲のもと、地域の福祉サービスを担っているという実態もあるようですので、単に指定管理者制度の運用基準を決めるだけでは不十分で、実態を踏まえた検討が必要だと思えます。

○横道委員長：

指定管理者制度については、よく理解されていない委員の方もいらっしゃるかと思いますので、市で指定管理者を導入している施設と合わせて概要を説明願います。

○事務局：

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公共施設等の管理について民間の活力を活用して、市としては住民サービスの向上と経費の節減、事業者としては創意工夫により収益が確保できる等、お互いにメリットがあるということで導入された制度です。本市では、スポーツ施設として、スポーツセンターをはじめとする11施設、文化施設として保谷こもれびホール、市民交流施設として地区会館等8施設について指定管理者制度を導入しています。

財政負担の軽減という視点もありますが、市民ニーズにかなうサービスの提供というものを重視し、制度を導入してきたところです。

各施設において、モニタリングや利用者アンケート等を通じて利用者の声を反映しサービスの向上につなげていきたいと考えています。

○横道委員長：

田中委員のご意見にあった、今後の導入予定等がありますか。

○事務局：

指定管理者制度については、導入するかどうかの検討も含めて考える必要があり、行財政改革大綱のアクションプラン（平成27年度版）では、アスタの市営駐車場が検討項目となっています。また、公園管理についても導入に向けた取組を進めているところです。

○渡辺委員：

個人的に、スポーツセンターのプールを使用していますが、指定管理者制度導入後の変化を実感しました。大きく変わった点としては営業時間が拡大し、朝早くから夜遅くまで利用できるようになったことや様々なイベントが開催されるようになったことです。イベントの開催により自由に利用できる時間に制約が出ることもありますが、85歳以上の利用を無料とするなど新しい試みもあり、良いことだと思います。

ただ、清掃等の管理が行き届いていない部分や壊れたシャワーが長期間使用できないといったことがあります。また、スタッフの入れ替わりが多く、対応が変わるなど戸惑うことも多くあります。指定管理者制度の場合に、こうした利用者の意見はどのように

伝えていけば良いのかがわかりませんでした。

○事務局：

利用者アンケートの実施や苦情・意見の受付等は指定管理者が行い、市としてもモニタリングを通じて確認を行いサービスの向上・改善につなげていく必要があります。

今回いただいた意見については、施設所管課へ報告させていただきますので、今後とも率直なご意見をいただければと思います。

○横道委員長：

まずは利用者の意見として、直接、事業者へ伝え、対応が悪い、改善されないということであれば市の担当課へ連絡していただく形になると思います。

○牧野委員：

私は、市から委託された民間企業に在籍し、市内小中学校で教職員を対象にICT支援の活動をしています。民間の専門的なノウハウにより、機器のトラブルや障害発生時の迅速な対応が可能となり、ICTを活用した授業の推進に役立っているものと考えています。

○横道委員長：

何でも指定管理者を導入するというのではなく、同種の施設であっても、指定管理者を導入することにより効果が上がるものと、そうでないものが存在します。

一般的にスポーツ施設や文化施設については効果が出やすい施設であると認識していますが、それぞれの施設において効果を検証し、導入を検討すべきものと考えます。

また、コストの削減には限界があることを理解したうえで、いかにサービスの質を向上させていくかが重要な視点です。

前回の指針は平成20年に改定されたとのことですので、この間の経験・実績等を踏まえ、コンパクトに整理したものが今回の基本指針（案）ということだと思います。

記載内容等で変更した部分があれば説明願います。

○事務局：

モニタリングに関しては、より詳しく記載しています。

また、指定管理者の選定にあたって、選定委員会の委員に外部委員として財務の専門家を含めることを推奨するといった記述を加えています。なお、今回、基本指針の策定に伴い、基となる指定管理者の解説と運用の指針についても、修正を加える予定です。

○伊藤委員：

指定管理者を導入する際、「どういったサービスをどのように提供する施設にしたいのか」というコンセプトについては、自治体の側でかなり具体的に提示すべきではないかと思います。民間のアイデア・活力を活用し、今までに無いものを考える一方で、公共施設としての必要な条件やサービスというものは明確にしておく必要があると思います。先ほどの議論にもあった職員の労働条件等については、市がモニタリングの項目として、きちんと管理され、守られているかを確認していく必要があると思います。

また、施設種別によっては指定管理者の導入について慎重に判断する必要があると思います。実際に武雄市の図書館を見学して思ったのは、様々な年齢層が気軽に立ち寄り

る楽しい施設ではありましたが、従来の図書館では閲覧室となるような最も居心地の良い場所は有料の喫茶店になっていたり、図書貸出カードと併用できるポイントカードに関しても、他の商業サービスとの結び付きが強すぎる印象を受けました。利用者の利便性向上につながる面もありますが、公共施設として、どこまで許容するのか慎重に判断する必要があると思います。

○横道委員長：

様々なご意見ありがとうございました。他に意見が無いようであれば本日の議題は以上となります。

事務局より他にありますか。

○事務局：

次回の開催日程ですが、11月中の開催を予定していますが、日程につきましては、後日調整とさせていただきますので、ご協力よろしく申し上げます。

○横道委員長：

では、以上をもちまして本日の会議は終了します。ありがとうございました。

以上